

ホームページ運用規程

大船渡市立綾里小学校

1 趣旨

学校公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）を運営することにより、学校の教育活動を保護者や地域に公開し、教育活動の一層の充実と開かれた学校づくりを進めることを目的とする。

2 運営体制

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。管理責任者は、校内の運営体制を整え、ホームページの円滑な運営を図るとともに、常に適正な情報が掲示されるよう配慮するものとする。
- (2) ホームページの更新管理者は校長または副校長とする。ただし、両名不在の場合は、教務主任等が代理で更新管理の任にあたる。更新管理者は、ホームページの状況を確認し、適時適切な更新に配慮するものとする。
- (3) ホームページの作成者は、学校に在籍する教職員または学校から依頼された者とする。

3 作成・公開手順

- (1) 作成者は、校長専用パソコンまたは校長が指定する校務用パソコンから、グーグルサイト上で作成（更新）する。
- (2) 作成者は、ページの作成が完了した場合、口頭で更新管理者の検閲を受けるものとする。内容等に問題が無く更新することが妥当である場合は、速やかに更新手続きを行う。

4 内容

校内の全作成者が以下の内容を理解し、共通認識をもって作成（更新）を行うものとする。また、アクセシビリティ（誰もが使えること）に配慮する。

(1) 掲載する内容

- ア 基本項目：学校名、所在地、連絡先、沿革・学校の歴史、校歌、校区紹介など
- イ 年次更新項目：学校統計（学年別児童生徒数等）、教育目標、年間行事予定、いじめ防止基本方針など
- ウ 随時更新項目：教育活動の様子、行事予定など
- エ その他：教育的効果があると認められるもの、又は広く学校を知ってもらう上で必要と認められるもの。

(2) 掲載してはならない内容

- ア 公序良俗に反するもの又は教育上不適切なもの。
- イ 特定の個人や団体を誹謗・中傷したり不利益をもたらしたりするもの。
- ウ 営利を目的としたもの。
- エ 児童生徒及び教職員のプライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- オ 著作権等の知的所有権を侵害する恐れのあるもの。
- カ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの。
- キ その他、ホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの。

5 個人情報の取り扱い

児童生徒の人権及び安全確保のため、個人を特定できる情報は原則として掲載しないこととする。ただし、学校行事や児童生徒作品・活動成果の紹介等において個人情報を掲載することがどうしても必要な場合には、事前に本人及び保護者の同意を得てから掲載するものとする。

- (1) 個人情報にあたる情報：学年（所属）、氏名、住所、生年月日、電話番号、家族、成績、身体的特徴など
- (2) 写真等についての取り扱い：写真を掲載する場合は、必ず画像の鮮明度を落とし（web用）、個人を特定しづらくする。

6 非常時の対応

公開されたホームページにより問題が発生した場合は、管理責任者を中心に校内で協議し速やかに適切な対応をとることとする。また、重大事案と判断される場合には大船渡市教育委員会にも報告する。

◎ 当ホームページ運用規程

- ・令和3年11月1日 施行
- ・令和6年11月14日 一部改訂